

入札公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 8 年 8 月 7 日

京都府知事 西脇 隆俊

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称及び数量
カナダ・ケベック州友好提携 10 周年記念事業に係る運營業務 一式
- (2) 業務の仕様等
入札説明書及び「カナダ・ケベック州友好提携 10 周年記念事業に係る運營業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに従うこと。
- (3) 委託期間
契約締結日から令和 9 年 1 月 29 日
- (4) 業務を行う場所等
京都府、カナダ等

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8570
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府秘書課渉外係（京都府庁第 1 号館 3 階）
電話番号：(075)414-4931
メール：hisho-kokusai@pref.kyoto.lg.jp
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間等
 - ア) 交付期間
令和 8 年 8 月 7 日（金）から令和 8 年 8 月 21 日（金）まで
 - イ) 交付場所
原則、アの期間に、京都府のホームページからダウンロードすること。やむを得ず直接交付を受ける場合は、(1) の場所に問い合わせること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした

者にあつては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立てをした者にあつては更正計画の認可がなされていない者

- (3) 府税、消費税又は地方消費税を滞納していない者
- (4) 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（別記第 1 号様式。以下「申請書」という。）の提出期間の属する年度の 4 月 1 日をいう。以下同じ。）において、直前 2 営業年度以上の営業実績を有する者
- (5) 申請書又はその添付書類に、故意に虚偽の事実を記載していない者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれにも該当しない者（次のアからキまでのいずれかに該当した者であつて、その事実が無くなった後 2 年間を経過しない者を含まない。）
 - ア 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実が無くなった後 2 年間を経過しない者を含む。）でないこと。
- (8) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者。
- (9) 第 1 種旅行業者である者。
- (10) 本業務の入札に参加する時点において、過去 10 年間で、地方公共団体におけるカナダ及びアメリカ合衆国への訪問団派遣事業の運營業務その他同種業務の受託実績がある者。

4 入札参加資格審査の申請手続

入札参加資格審査を受けようとする者は、申請書等を提出し、入札参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 申請書の交付期間等
 - ア 交付期間

2の(2)のアに同じ。

イ) 交付方法

2の(2)のイに同じ。

(2) 申請書の提出期間等

ア) 提出期間

令和8年8月7日(金)から令和8年8月19日(水)17時まで

※土日祝を除く

イ) 提出場所

2の(1)に同じ。

ウ) 提出方法

(i) 持参の場合

アの期間の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)の間に持参して提出すること。

(ii) 郵送の場合

書留郵便でアの期間内に必着のこと。

エ) 添付資料

申請書(別記第1号様式)には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

(i) 法人にあっては商業登記法(昭和38年法律第125号)第10条第1項に規定する登記事項証明書及び定款、個人にあってはその者の本籍地の市区町村長が発行する身分証明書等

(ii) 府税納税義務者にあっては、府税納税証明書(別記第2号様式)

(iii) 消費税及び地方消費税納税証明書

(iv) 営業経歴書及び営業実績調書(別記第3号様式)

(v) 取引使用印鑑届(別記第4号様式)

(vi) 法人にあっては審査基準日の直前の2営業年度に係る財務諸表(貸借対照表、損益計算書)及び財産目録、個人にあっては所得税の確定申告書の写し、営業に必要な機械、工具、備品等の明細書並びに商品及び原材料(仕掛品を含む。)の現在高調書

(vii) 権限を営業所長等に委任する場合には委任状(別記第5号様式)

(viii) 誓約書(別記第6号様式)

(ix) 過去10年間の、地方公共団体におけるカナダ及びアメリカ合衆国への訪問団派遣事業の運營業務及びその他同種業務の受託実績調書(別記第7号様式)
※全ての実績でなく、代表的なものを記載するだけでも良い

(x) 運営統括者経歴書(別記第8号様式)

本業務の運営統括にあたる従事者の各業務経歴等について記載すること

(xi) 添乗員及び仕様書に規定のある通訳1、通訳2及び通訳3の経歴、業務運営体制等に関する説明書(任意様式)

オ) 資料の提出等

申請書及び添付資料(以下「申請書等」という。)を提出した者に対し、入札参

加資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

カ) その他

申請書等の作成等に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

5 入札参加資格を有する者の名簿への登載

入札参加資格審査の結果、入札参加資格があると認定された者は、「カナダ・ケベック州友好提携 10 周年記念事業に係る運營業務」に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

6 入札資格審査結果の通知

入札資格審査の結果は、申請書を提出した者に文書（メール送付等）で通知する。

7 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、6 による資格審査の結果を通知した日から令和 9 年 1 月 29 日までとする。

8 変更届

申請書を提出した者（5 の名簿に登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届（別記第 9 号様式）により当該変更に係る事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称又は所在地
- (3) 法人にあっては資本金又は代表者の氏名
- (4) 個人にあっては氏名

9 入札参加資格の承継

- (1) 入札参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3 に該当しない者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると知事が認めたときに限り、その入札参加資格を承継することができる。

ア) 個人が死亡したときは、その相続人

イ) 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その 2 親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ) 個人が法人を設立したときは、その法人

エ) 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ) 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

- (2) (1) により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査

申請書（別記第 10 号様式）（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他知事が必要と認める書類を提出しなければならない。

- （３） （２）により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

10 入札参加資格の取消し

- （１） 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。
- （２） 参加資格を有する者が次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、３年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- ア） 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。
- イ） 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- ウ） 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- エ） 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- オ） 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。
- カ） アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- （３） （１）又は（２）により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

11 質問の受付・回答

入札者は、仕様書並びに契約書案及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、質問書により説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

仕様書等に関する質問については、次のとおり受け付ける。

- （１） 質問書
- ア） 提出期限 令和 8 年 8 月 17 日（月） 正午まで
- イ） 提出方法 hisho-kokusai@pref.kyoto.lg.jp 宛てメールのみ
- （２） 回答
- ア） 回答書は、令和 8 年 8 月 18（火）に京都府のホームページに掲載する。
- イ） 回答書の内容は仕様書の一部として入札条件になる。

12 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア) 日時

令和8年8月21日(金)午後3時

イ) 場所

京都府庁旧本館第1会議室

(2) 入札の方法

持参によることとし、郵便又は電送による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する者のした入札は、無効とする。

ア 3及び4に掲げる資格のない者のした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

13 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

14 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関の保証をもって契約保証金の納付に変えることができ、規則第159条第2項のいずれかに該当する場合は、免除する。

15 その他

(1) 1から14までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。